

日本年金機構が行う業務等に係る認可について

○ 概要

平成 22 年 1 月、社会保険庁の廃止に伴い、公的年金業務の運営を担う組織として、非公務員型の年金公法人である日本年金機構が設立されました。日本年金機構は国（厚生労働大臣）から委任・委託を受けて公的年金（厚生年金等）に係る一連の運営業務を行っています。

○ 業務内容等

日本年金機構に委任された業務には、適用（加入）調査関係、徴収（滞納処分等）関係等があります。

適用事業所の立入調査や滞納処分等を行う場合には、あらかじめ厚生労働大臣の認可（厚生労働大臣の権限を地方厚生局長に委任）を受けなければならないと規定されています。

九州厚生局では、日本年金機構が行う業務等に係る認可等の業務を行っています。

※ 日本年金機構の業務等については、日本年金機構のホームページをご覧ください。